

第15節 技術・人文知識・国際業務

第1 在留資格の審査

1 技術・人文知識・国際業務の在留資格について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野（理科系の分野）若しくは人文科学の分野（文系の分野）の専門的技術若しくは知識を必要とする業務に従事する外国人又は外国人特有の感性を必要とする業務に従事する外国人を受け入れるために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで，企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

(1) 技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当する範囲

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う①自然科学の分野（注1）に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動，②人文科学の分野（いわゆる文科系の分野であり，社会科学の分野も含まれる。）（注2）に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動，③外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に主として従事する活動が該当する。

（注1）自然科学の代表的なものは，以下のとおり。

数理学，物理学，化学，生物科学，人類学，地質科学，地理学，地球物理学，科学教育，統計学，情報学，核科学，基礎工学，応用物理学，機械工学，電気工学，電子工学，情報工学，土木工学，建築学，金属工学，応用化学，資源開発工学，造船学，計測・制御工学，化学工学，航空宇宙工学，原子力工学，経営工学，農学，農芸化学，林学，水産学，農業経済学，農業工学，畜産学，獣医学，蚕糸学，家政学，地域農学，農業総合科学，生理科学，病理科学，内科系科学，外科系科学，社会医学，歯科学，薬科学

(注2) 人文科学の代表的なものは、以下のとおり。

語学，文学，哲学，教育学（体育学を含む。），心理学，社会学，歴史学，地域研究，基礎法学，公法学，国際関係法学，民事法学，刑事法学，社会法学，政治学，経済理論，経済政策，国際経済，経済史，財政学・金融論，商学，経営学，会計学，経済統計学

(2) 用語の意義

ア 「自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であることを示すものであり、上記(1)の(注1)にあるような自然科学の分野に属する技術又は知識がなければできない業務であることをいう。

「人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であることを示すものであり、上記(1)の(注2)にあるような人文科学の分野に属する技術又は知識がなければできない業務であることを意味する。

大学等において理科系又は文科系の科目を専攻して修得した一定の水準以上の専門的知識を必要とするものであって、単に経験を積んだことにより有している知識では足りず、学問的・体系的な知識を必要とするものでなければならない。

イ 「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」とは、いわゆる外国人特有の感性、すなわち、外国に特有な文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法や感受性を必要とする業務を意味する。また、「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」といえるためには、外国の社会、歴史・伝統の中で培われた発想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものでなければならない。

ウ 「本邦の公私の機関」及び「契約」の用語の意義は、第1節第1「本邦の公私の機関との契約」参照。

(3) 他の在留資格との関係

入管法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄の括弧書きのとおり、申請人の行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」に係る活動に該当する場合であっても、その活動が「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」、「介護」及び「興行」のいずれかに係る活動に該当する場合は、これらの在留資格を決定する。

ア 教授

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において、研究、研究の指導又は教育をする場合は、「教授」の在留資格を決定する。

なお、外国人が契約する機関がこれらの教育機関以外であっても、研究等を行う場所がこれらの教育機関である場合は、「教授」の在留資格となる。

イ 経営・管理

企業の経営活動や管理活動は、自然科学若しくは人文科学の知識等を要する業務に従事する活動であることもあり、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる活動と一部重複する。このように重複する場合は「経営・管理」の在留資格を決定する。

また、申請人の業務内容に一部企業の経営活動や管理活動が含まれているが、「経営・管理」の活動には該当しない場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の該当性の有無について留意する。

なお、企業の職員として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留していた外国人が、昇進等により当該企業の経営者や管理者となったときは、直ちに「経営・管理」の在留資格に変更することまでは要しないこととし、現に有する「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の在留期限の満了に併せて「経営・管理」の在留資格を決定しても差し支えない。

ウ 法律・会計業務

下記3(1)イ【参考1】参照。

エ 医療

法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する場合は、「医療」の在留資格に該当し、医療に係る業務に従事する活動のうち、特定の資格を有しなくても行うことができる活動は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当し得る。

オ 研究

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、その有する技術や知識を用いて、公私の機関の業務の遂行に直接資する活動であるのに対し、「研究」の在留資格は、その技術等の研究をすること自体を目的とする活動である点において相違する。

カ 教育

「教育」の在留資格は、本邦の小学校、中学校等の教育機関において語学教育その他の教育をする活動であるのに対し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、教育機関以外の機関において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、自然科学若し

くは人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動が該当する。

キ 企業内転勤

(ア)「企業内転勤」の在留資格においては、期間を定めて転勤するものであること及び転勤した特定の事業所においてしか活動を行うことができないことが「技術・人文知識・国際業務」の在留資格と相違する。

(イ)「企業内転勤」に係る基準省令第1号は「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していること。」と定めているが、仮に当該外国人が1年以上継続してこのような勤務をしておらず「企業内転勤」の在留資格に係る上陸許可基準に適合しない場合であっても、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の上陸許可基準に適合する場合には、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって入国することが可能である。

その場合、本邦にある外国法人の本店、支店等と直接雇用契約を締結していないことも考えられるところ、本邦の公私の機関との契約については、転勤前に外国企業に採用された時点で当該企業との間で雇用契約等を既に結んでおり、当該雇用契約をもって「本邦の公私の機関との契約」があるといえることから、同一の法人の外国の事業所から本邦の事業所への転勤の場合には新たな契約は不要である。(第16節第2の3参照)

ク 介護

介護福祉士の資格を有する者が、本邦の病院、介護施設等で介護業務を行う場合のほか、ケアマネージャーとしての業務に従事する場合は、在留資格「介護」に該当する。

なお、在留資格「技術・人文知識・国際業務」では、介護施設における入浴、食事の介助等の介護業務を行うことはできない。

ケ 興行

「興行」の在留資格に係る活動には、興行活動者と一体不可分な関係にある者もこれに該当する。自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事するスポーツ選手のコーチ、トレーナーや録音、録画技術者等が考えられるところ、これらの者が行う活動は、「興行」の在留資格に該当する。

3 基準

(1) 本文

申請人が次のいずれにも該当していること（注：基準省令第1号から第3号までをい

う。)。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。

ア 要件の内容

上陸許可基準に適合するためには、基準省令第1号から第3号までのいずれにも適合することが必要である。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第58条の2に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、これらの要件に適合することを要しないこととされている。

（注）外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号。以下「外弁法」という。）に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続に関する代理に係る業務に従事しようとする場合は、その業務の国際性やその業務に従事する者の円滑な受入れを図る観点から1号から3号までの適用はない。

イ 用語の意義

（ア）「外国弁護士」とは、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」（外弁法第2条第2号）をいうが、外弁法第58条の2にいう「外国弁護士」には外国法事務弁護士としての承認を受けた者は含まれない。

なお、外国法事務弁護士も外弁法第5条の3に基づき国際仲裁代理を行うことができる。

（イ）「国際仲裁事件」とは、外弁法第2条第11号に該当するものをいう。

（ウ）「国際調停事件」とは、外弁法第2条第11号の2に該当するものをいう。

【参考1】

外国法弁護士に係る在留資格「法律・会計業務」及び外国弁護士による国際仲裁代理事件に係る「特定活動告示第8号」との相違

① 法律・会計業務

「外国法事務弁護士」とは、外弁法により本邦において一定の範囲の法律事務を行うことができる者をいい、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする（同法第3条）。

外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する（同法第7条）。法務大臣は、承認をしたと

きは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない（同法第11条）。

「法律・会計業務」の在留資格は、上記法務大臣の承認を受け、日本弁護士会に登録された者であって、法律に係る業務に従事する活動が該当する。

② 特定活動告示第8号

外弁法第58条の2に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動という点においては、「技術・人文知識・国際業務」の活動と同じであるが、本邦の公私の機関との契約に基づいて行うか否かにより在留資格が異なる。入管法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項では、「本邦の公私の機関との契約に基づき」とされており、特定活動告示第8号では、括弧書きで「本邦の公私の機関との契約に基づくものを除く」とされている。

したがって、本邦の公私の機関ではないもの（事業主体性のない個人）との契約に基づき報酬を受けて国際仲裁代理又は国際調停代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士については、特定活動告示第8号に該当する。

③ 短期滞在

依頼主が外国にあるか否かにかかわらず報酬（本邦内での役務提供の対価）が支払われない場合は、在留資格「短期滞在」を付与する。

（注）① 国際仲裁代理又は国際調停代理のために「短期滞在」の在留資格で在留中の者から、引き続き在留する必要がある旨の申立てがあった場合には、在留期間の更新許可申請を受け付け、本庁（出入国管理部出入国管理課）に連絡の上その指示を受ける。

② 「短期滞在」の在留資格で入国後に正式の受認契約を締結したことを理由に「技術・人文知識・国際業務」又は「特定活動」の在留資格への変更申請があったときは、上記①と同様に申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける。

【参考2】外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

（定義）

第2条

二 外国弁護士 外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当す

るものをいう。

十一 国際仲裁事件 民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

ハ 外国を仲裁地とするもの

十一の二 国際調停事件 民事に関する調停事件（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

（外国弁護士による国際仲裁事件の手続の代理）

第58条の2 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）は、弁護士法第72条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続等

及び国際調停事件の手續についての代理を行うことができる。ただし、第52条第1項第2号又は同法第57条第1項第2号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

(2) 第1号

申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。

イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。

ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

ア 要件の内容

第1号本文は、外国人が自然科学又は人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する場合の経歴要件について定めたものであり、イからハまでのいずれかに該当する必要がある。

(ア) 一定の学歴要件を有し又は一定年数以上の実務経験を有していることにより、従事しようとする業務に必要な技術又は知識を修得していることが必要であり、次のいずれかに適合することを要する。

① 学歴要件

イ及びロは学歴要件を定めたものであり、次のいずれかに適合することを要する。

a 従事しようとする業務に必要な技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。（1号イ）

b 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦

の専修学校の専門課程を修了したこと（告示で定める要件を満たすものに限る）。（1号ロ）

② 実務経験要件

ハは実務経験要件を定めたものであり、10年以上の実務経験を有することを要する。この年数には、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含むものとする。（1号ハ）

（イ）第1号ただし書きは、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、第1号に適合することを要しないこととされている。

（注1）いわゆるIT技術者の円滑な受入れを図る観点から法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験又は資格は、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件」（平成25年法務省告示第437号）に定められている。

なお、情報処理技術に関する試験は同告示第1号から第10号までに定めるもので、情報処理技術に関する資格は同告示第11号及び第12号に定めるものである。

（注2）IT告示第2号に掲げる「システム分析員（システム・アナリスト）」、「高級プログラマー（ソフトウェア・エンジニア）」及び「プログラマー」については、2004年に中国での制度が変更された際に、合格証の更新制となり「3年」の有効期限が設けられた。3年目に継続のための教育を受けることにより有効期限がさらに3年間延長されることとなるところ、これら資格を有する者から有効期限が失効していたものが提出されたとしても、一度取得した資格は有効なもののみとし、告示に掲げる資格を有しているものとして扱う。

また、「プログラマー」について、2004年秋の中国での制度変更の際に、「初級プログラマー（ジュニア・プログラマー）」が告示に掲げる「プログラマー」に統合されたところ、統合された際に自動的に「プログラマー」へ格上げされたものではないことから、「初級プログラマー」を有する者については、IT告示の適用を受けない。

イ 留意事項

(ア) 自然科学又は人文科学の分野に属する技術及び知識について

自然科学又は人文科学の分野に属する技術及び知識については、一定以上の学術上の素養を要する業務に従事すること及び大学卒業者が通常その分野で身に付ける技術や知識のレベルを有していることが必要である。この「一定以上の学術上の素養を要する業務に従事すること」については、大学にその学問が課程として設置されているかどうか、また、「大学卒業者が通常その分野で身に付ける技術や知識のレベルを有していること」については、資格試験を目安とする場合に「大学卒業者は通常〇級を取得する試験である」ということなどを考慮する。

(イ) 従事しようとする業務と専攻科目との関連性について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、従事しようとする業務と大学等又は専修学校において専攻した科目とが関連していることが必要である。

ただし、専攻科目と従事しようとする業務が一致していることまでは必要ではなく、関連していればよいため、その判断は実際に履修した科目等も確認して行う。

この点、大学を卒業した者については、大学が、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされていることを踏まえると（学校教育法第83条第1項、第2項）、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、比較的緩やかに判断されることとなる。

（注）特段の事情がない限り、大学を卒業していることをもって、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務との関連性を認めて差し支えない。

また、専門職大学及び専門職短期大学は、深く専門の学芸を教授研修し、専門性を求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させることを設置目的としており（同法第83条の2）、その教育は、理論にも裏付けられた実践力の育成、特定職種の専門性に止まらない幅広い知識等の習得、分野全般への精通のほか、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養を特色としていることから、大学と同様に関連性の判断については柔軟に判断して差し支えない。

なお、専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされており（同法第124条）、大学とは設置目的が異なるものである。

(ウ) 専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める告示

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件」(平成23年法務省告示第330号)を定めており、要件に適合するものは、次のいずれかである。

- ① 本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平成6年文部省告示第84号)第2条の規定により専門士と称することができること。
- ② 同規程第3条の規定により高度専門士と称することができること。

(注) 上記告示は、「研究」及び「教育」の在留資格に係る上陸基準省令においても適用があり、それぞれの要件が定められている。

(エ) [Redacted]

- ① [Redacted]

- ② [Redacted]

- ③ [Redacted]

(オ) 設備及び編制に関して各種学校に準ずるファッションデザイン教育機関を卒業した者

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留

資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件別表第4に定めるファッションデザイン教育機関（以下「ファッションデザイン教育機関」という。）を卒業したとしても、上陸基準省令第1号口に適合しないところ、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議決定）等を踏まえ、ファッションデザイン教育機関のうち、専門的な知識及び技術を修得することが可能と認められる専攻科等を卒業した留学生については、次のとおりとおり取り扱う。

① 取扱いの概要

ファッションデザイン教育機関の特定の専攻科・コースについて、経済産業省が審査委員会の提言を踏まえ、外国人留学生が卒業後我が国において専門的知識及び技術を生かして就労するために必要な教育機関としての要件に適合すると認め、当局がこれに同意したときは、当該専攻科・コースを卒業した留学生からなされた就職を目的とした在留資格変更許可申請であって、上陸基準省令第1号口に適合しない場合であっても、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由がないとは取り扱わない。

（注）ファッションデザイン教育機関の専攻科における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められること（専修学校専門課程を修了した者と同様の審査を行う。）。

② 対象

経済産業省による認定は専攻科・コース単位で行われることから、一つのファッションデザイン教育機関に、本件取扱いの対象となる専攻科・コースと対象とならない専攻科・コースが混在するところ、対象となる専攻科・コース及び対象者は次のとおり。

学校名	専攻科・コース	対象者
エスモード・ジャポ ン 東京校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	
	ファッションクリエイティブ学部インターナショナルクリエイティブ学科	
	ファッションクリエイティブ学部ファッションテクノロジー学科	
エスモード・ジャポ ン	ファッションクリエイティブ学部総合学科	
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	

京都校	ファッションクリエイティブ学部ファッションテクノロジー学科	
バンタンデザイン研究所	ファッション学部ファッションデザイン学科	平成32年3月卒業生から
	ファッション学部2年制ファッションデザイン学科	
	ファッション学部ファッションプロデュース学科	
	ファッション学部スタイリスト学科	
総合学園ヒューマンアカデミー 東京校	ファッションプロデュースコース	
	ヘアメイクアーティストコース	

③ 留意事項

- a 対象となる在留資格変更許可申請においては、経済産業省からファッションデザイン教育機関に対し交付された通知書の写しを提出することとなっている。そのほかの資料については、第31節による。
- b 以下の者については本件取扱いの対象外となる。
- (a) 卒業した専攻科・コース又は卒業時期が上記の表に記載された専攻科・コース又は卒業時期以外である者
- (b) 対象者であっても、対象となる専攻科・コースを卒業後に単純出国し、技術・人文知識・国際業務等の在留資格認定証明書交付申請に及んだ者

④ 前記②の対象者が卒業後就職活動を行う場合の取扱い

対象者から、就職活動を行うとして「特定活動」への在留資格変更許可申請がなされた場合には、第21節第2の8に準じて取扱う。

ただし、前記③b(a)に該当する者は、継続就職活動の対象とならない点に留意する。

(3) 第2号

申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。

イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。

ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合

は、この限りでない。

ア 要件の内容

第2号は、外国人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合の要件を定めており、イ及びロのいずれにも該当していることを要する。

(ア) イは、外国人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事するため、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の決定を受けて本邦に上陸しようとする場合の適合する業務を翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に限定したものである。

(イ) ロは、外国人が従事しようとする業務に関連する業務について原則として3年以上の実務経験を有することを要件として定めている。実務経験は、「関連する業務について」のものであれば足り、外国人が本邦において従事しようとする業務そのものについての実務経験を有することまでは必要とされていない。

ただし書の規定は、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務は、外国人の母国語に係るものが通常であり、実務経験のない外国人でも行うことが可能であることから、大学を卒業していれば、実務経験は要しないことを定めたものである。

イ 留意事項

行おうとする活動が第2号イに列挙されている「翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事する」場合であっても、大学等において、これらの業務に従事するのに必要な科目を専攻し、卒業したもの又は本邦の専門学校を修了し、専門士の称号を得たものである場合は、第1号が適用される。

(4) 第3号

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

要件の内容

第3号は、自然科学又は人文科学の分野に属する業務に従事する場合でも、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合でも、当該業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを要件としたものである（第1節第2の「報酬」を参照。）。

4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技術・人文知識・国際業務」である

ことを確認する。

イ 在留資格該当性について、申請書の勤務先、職歴、職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により、申請人の本邦において行おうとする活動が技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当するものであることを確認する。

ウ 基準適合性について、申請書の最終学歴及び専攻・専門分野又は実務経験年数欄並びに立証資料により、上陸基準省令1号に適合することを確認する。

ただし、情報処理業務従事者であって、基準省令第1号ただし書きの特例告示に該当する場合は、情報処理技術者資格又は試験合格の有無欄の記載及び立証資料により、同告示に該当することを確認する。

また、国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合であって、基準省令本文ただし書きに該当するときに提出を求める資料は次のとおりとし、報酬額や最終学歴等基準省令上適用が除外されたものに関する事項の立証は求めない（在留期間の更新時に同じ。）。

(ア) 外国において弁護士としての資格を証明する文書

(イ) 国際仲裁代理を外国において依頼され又は受任した旨を証明する文書

(ウ) 依頼主が事業を営むものである場合にはその事業内容を明らかにする資料

エ 申請書の職務内容欄が上陸基準省令2号イに該当する場合は、申請書の職歴欄及び立証資料により、3年以上の実務経験を有することを確認する。ただし、申請書の学歴欄及び立証資料により、申請人が大学を卒業している者で、職務内容が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合を除く。

オ 申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、上陸基準省令3号の適合性を判断する。

(2) 在留期間の更新時

ア 申請書の勤務先、職務上の地位及び職務内容欄並びに立証資料により、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

イ 申請書給与・報酬欄の記載から、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

ウ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額であること及び納税が行われていることを確認する。

5 立証資料

第31節別表のとおり。

6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあつては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 契約機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの</p> <p>④ ③以外の場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で3年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 契約機関がカテゴリー4（カテゴリー1、2又は3のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの</p> <p>② 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの</p>

	③ 職務上の地位，活動実績，所属機関の活動実績等から，在留状況を1年に1度確認する必要があるもの
	④ 就労予定期間が1年以下であるもの(契約期間が1年以下であっても，活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。)
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

(注1) 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は，当該義務不履行の態様等を勘案し，在留の可否，許可する場合の在留期間を検討することとなる。

(注2) 刑事処分を受けた者は，その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し，在留の可否，許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

(注3) [Redacted]

① [Redacted]

a [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b [Redacted]

[Redacted]

② [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(注4) 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては，就労予定期間が残り3月未満の場合であっても，中長期在留者から除外されることのないよう，原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

(注5) 実務研修期間が設けられている場合，実務研修を適切に修了した後，適切に「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため，在留資格決定時等には，原則として在留期間「1年」を決定する。

第2 応用・資料編

1 採用当初に行われる実務研修に係る取扱いについて

(1) 考え方

外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留するためには，当該在留資格に該当する活動に従事することが必要であるところ，企業においては，採用当初等に

一定の実務研修期間が設けられていることがある。

このような場合、当該実務研修期間に行う活動のみを捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しないように見えるとしても、それが日本人の大卒社員等に対しても同様に行われる実務研修の一環であって、在留期間の大半を占めるようなものではないようなときは、相当性を判断した上で当該活動を許容する。

(2) 研修期間について

研修期間を含めた在留資格該当性については、在留期間中の活動を全体として捉えて判断する。ここでいう「在留期間中」とは、一回の許可毎に決定される「在留期間」を意味するものではなく、雇用契約書や研修計画に係る企業側の説明資料等の記載から、申請人が今後本邦で活動することが想定される「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する期間全体を意味する。

そのため、例えば、今後相当期間、本邦において「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に従事することが予定されている者が、在留期間「1年」を決定された場合、決定された1年間全て実務研修に従事することも想定し得る。

他方で、例えば、雇用契約期間が3年間のみで、契約更新も予定されていないような場合、採用から2年間実務研修を行う、といったような申請は認められないこととなる。

なお、採用から1年間を超えて実務研修に従事するような申請については、下記(3)の研修計画の提出を求め、実務研修期間の合理性を審査する。

(3) 研修計画等

必要に応じ、企業側に対し日本人社員を含めた入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容を示す資料の提出を求めた上で、当該実務研修に従事することについての相当性を判断する。当該実務研修が外国人社員だけにしか設定されていない場合や、日本人社員との差異が設けられているようなものは、合理的な理由（日本語研修を目的としたようなもの等）がある場合を除き、当該実務研修に従事することについての相当性があるとは認められない。

なお、採用当初に行われる実務研修の他、キャリアステップの一環として、契約期間の途中で実施されるような実務研修についても、同様に取り扱って差し支えない。

(4) 在留期間

これら実務研修期間が設けられている場合、実務研修を適切に修了した後、適切に「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため、在留資格決定時等には、原則として在留期間「1年」を決定することとする。

2 インドにおけるDOEACC（ドアック。Department of Electronics, Accreditation

of Computer Courses) 制度 (注) について

(注) 当該制度上の資格レベルA, B及びCを保有する者については, 基準省令における学歴要件の「当該技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し, 又はこれと同等以上の教育を受けたこと」のうち「これと同等以上の教育を受けたこと」に適合する。

(1) DOEACC制度

DOEACCとは, Department of Electronics (現IT省), Accreditation of Computer Courses の略であり, IT省により監督されている機関である。DOEACCは, 大学以外の各種民間IT技術教育機関 (Institution) のトレーニング・コースをDOEACCの基準に照らして認定するとともに, 当該コースを終了した人を対象とした認定試験を年2回実施し, 合格者に資格を付与している。

(注) 2011年10月10日付けで試験運営組織がDOEACC Societyから, National Institute of Electronics and Information Technology (NIELIT)に変更され, 2012年12月より, NIELIT発行の合格書の使用が開始されている。

DOEACCの資格には, 次のA, B, C, Oの4種類がある。

レベルA 15学年の教育を受けている者が, 1年間のDOEACC認定コースを終了し, 試験に合格した場合に付与される。

レベルB 15学年の教育を受けている者が, 3年間のDOEACC認定コースを終了し, 試験に合格した場合に付与される。

レベルC 工科系大学の場合は16学年, 非工科系大学の場合は17学年の教育を受けている者が, 2年間のDOEACC認定コースを終了し, 試験に合格した場合に付与される。

レベルO 12学年の教育を受けている者が, 1年間のDOEACC認定コースを終了し, 試験に合格した場合に付与される。

(2) DOEACCと学位の関係

DOEACCは, インド政府 (教育資格認定委員会: インド人材資源開発省中高等教育庁長官) により, レベルOがDiploma, レベルAがAdvanced Diploma, レベルBがM. C. A (Master of Computer Application) とそれぞれ同等と認定されている。レベルCについては, 対象者が少ないこともあり, 認定はされていないが同レベルは大卒者が更に2年間教育を受けて達成するレベルとなっている。

なお, レベルA, B及びC資格合格者は大学院への入学資格を有している。

DOEACC資格認定レベルの該当する学位

大卒／非大卒	DOEACC認定レベル	学位 (Degree)	学年 (Grade)
大卒		Ph.Ds	
	C 工科系大卒 (教育 12+4 年) + (DOE2 年) 非工科系大卒 (教育 12+3+2 年) + (DOE2 年)	M.Tech (Master in Technology)	18 ~ 19
		B.Tech (Bachelor in Technology)	
		M.Sc (Master in Science)	
		B.Sc. (Bachelor in Science)	
	B (教育 12+3 年) + (DOE3 年) 2000 年 9 月に右相当と MHRD が認定	M.C.A (Master in Computer Application)	18
		B.C.A (Bachelor in Computer Application)	
	A (教育 12+3 年) + (DOE1 年) 1995 年 3 月に右相当と MHRD が認定	PG Diploma (Post Graduate Diploma)	16
非大卒	○ (教育 12 年) + (DOE1 年) 1995 年 3 月に右相当と MHRD が認定	Diploma	13
		ITI/Certificate (Industrial Training Institute)	